

## 平成30年11月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月27日〔火曜日〕 13時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮎島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 あっせんについて  
議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について  
議案第5号 農地利用最適化推進委員の決定について



## ○局長

皆さん、お疲れさまです。お忙しい中での出席ありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、11月の定例総会を開会いたします。

会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

さて、台風で延期しておりました、先進地視察研修も無事に終了する事ができました。課題である荒廃農地の対策について先進地の事例等研修してまいりましたので参考にしながら、本市の事業の充実を図ってまいりたいと考えております。また、本日は認定農業者研修会及び懇親会も予定されておりますのでご出席のほどよろしく申し上げます。

また、台風24号の影響が心配されておりましたサトウキビですが、少し生育が回復しまして、10a当たりの収量は5t400ぐらいという実績見通しで厳しい状況であると考えます。

今年の搬入日は12月17日からとなりましたので、健康に留意しながら頑張ってくださいと思います。

## ○議長

それでは、ただいまから11月の定例総会を開会いたします。

## ○議長

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、10番坂本委員と11番岩本委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は、所有権移転1件の申請がありました。

1番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,100平米を売買により所有権移転するものです。

以上、本件1番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いします。

## ○13番委員

はい、13番です。整理番号1について報告いたします。11月24日、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲渡人は、土地持ち非農家の方でございます。この面積に関してですが、土手の部分が入っておりまして、幅1メートル、長さ20メートルほどあるのではないかと思います。その土手がもう山林となっておりますが、これも1,100平米に入っております。

譲受人は、建設業を営んでいるということで農業従事日数も多少、少なめでございます。そういったことで、農作業につきましては、植えつけから収穫まで従業員を使い、足りない分は委託作業で行っていくとのことでございます。その辺はご理解をお願いしたいと思います。

また、売買代金は、既に支払済みでございます。その他、申請どおり間違いはないと思います。よろしく申し上げます。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から報

告がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

無いですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

説明に入ります前に訂正があります。1番の交付基準についてですが、(イ)となっておりますが、(エ)に訂正をお願いいたします。

また、3番の交付基準についても、(イ)となっておりますが、(ア)に訂正の方をよろしくお願いします。

また、2番については、本人からの申し出により取り下げとなりましたので、よろしくお願

いいたします。

それでは、議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は2ページです。1番です。古田中之町地区です。台帳地目は畑ですが、平成14年頃から耕作せず現在、原野となっております。交付基準(エ)に基づいた申請です。

3番です。古田中之町地区です、台帳地目は畑ですが、昭和22年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準(ア)に基づいた申請です。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。これについては、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

14番です。昨日、14番委員と1番委員、事務局より2名、そして案内人、その地区の担当委員立ち会いのもと、現地調査を行いましたので報告をいたします。非農地証明の整理番号1番から3番について、2番は取り下げですが、申請人が同一人物ということでございます。この農地に関しましては、申請人が親戚の方から受け継いだという農地であります。1番に関してですが、古田の中之町にある農地であります。ちょっと奥まった所にあります。見てのとおり、地方にもう転居をされて、土台だけが残っております。住宅を建てるときは、多分転用の申請はなかったのだらうと思われるところです。周りに関しましては、家庭菜園等で、あったと思われれます。立地条件に関しましても、この集落の奥まった所にありますし、面積的にも462平米という狭さであり、これが生産性のある農地として、これ以上は無理かなと思うところで、調査委員の意見としては、申請に関しては許可相当という意見の一致を見たところ

です。

続きまして、3番であります。これも申請人は一緒であります。地積が4,343平米、でございます。航空写真で見づらいと思いますが、その黄色の部分が農地であります。1番の申請地に関しましても、すぐ歩いて150mの所にある農地でありました。中央にあるのがNTTの鉄塔でこれも届け出が数十年前にされたのだらうと思います。鉄塔が立つ頃は、周りには農地があったそうですが、現在のように山林化しているところでもあります。斜面になっているということで、これを農地に復元するのは、到底無理だらうということで、許可相当ということで意見の一致を見たところでございます。

なお、2番の取り下げにつきましては、また、すぐそばの農地でありましたが、案内人の方

の説明によりますと、以前は、カヤが繁茂していたということですが、我々が行ったときには、もうきれいに刈り取っておりまして、案内人の方も取り下げるということで、たとえカヤがあったとしても、ちょっと非農地としては無理かなというような感じの場所でありました。

一応、調査の報告をいたします。審議をよろしく願いいたします。

**○議長**

続きまして、担当委員の報告をお願いします。

**○10番委員**

10番です。調査委員長の報告のとおり何も問題ないと思いますのでよろしく願いします。

**○議長**

ありがとうございました。ただいま事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から報告がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**○議長**

無いようですので採決をいたします。議案第2号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**○議長**

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「非農地証明願いについて」は非農地として承認することといたします。

**○議長**

続きまして議案第3号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

議案第3号「あっせんについて」です。資料は3ページ上段、「貸したい」の申し出です。場所は住吉里之町地区です。以前、作付けを行っていた方が田を戻されたため、新たに借り手を探したいとのことです。賃借料は米2俵でお願いしたいということです。あっせん委員につきましては1番上妻委員と3番深田委員をお願いいたします。

3ページ中段「貸したい」の申し出です。場所は下西上石寺地区です。以前に作付けを行っていた方が田を戻されたため、新たに借り手を探したいとの事です。賃借料は米1俵でお願いをしたいとのことです。あっせん委員につきましては5番羽生委員と13番石寺委員をお願いいたします。以上です。

**○議長**

今月は「貸したい」の申し出が2件でありました。これについて質疑はありませんか。

**○議長**

無いようですので「あっせん委員」になられた方はよろしく願いします。

**○議長**

続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取についてご説明いたします。まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年12月1日から平成33年11月30日の3年間、地目畑、面積1,341平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年12月1日から平成35年11月30日の5年間、地目畑、面積24,783平米、うち更新分2,500平米、利用権の設定をする者5人、受ける者5人です。

内訳については1の2ページを、詳細については1の3ページから1の9ページをご覧ください。

続きまして「所有権の移転」です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年12月1日に所有権を移転するものです。地目田・畑及びその他、面積はそれぞれ4,220平米、150平米及び969平米、所有権を移転する者4人、受ける者2人です。内訳については2の2ページを、詳細については2の3ページから2の19ページをご覧ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長

ただいま、事務局より説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番から7番について審議いたします。なお、整理番号3番については11番委員が利用権を設定する者になっており、このことについては農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当する事から2分割して審議をいたします。まず、整理番号3番を除き、整理番号1番から7番について審議いたします。それでは、担当委員の報告をお願いします。

#### ○4番委員

整理番号1番について説明をいたします。11月25日、午前9時より、担当推進委員と借り人の立ち会いのもとで現地の確認をいたしました。現在、牧草が植えられておりました。トラクター等の機械については一式揃っており、和牛とでん粉用甘藷を作っているという事でした。また貸し人については、立ち会いに来られないということで電話で確認をしております。申請どおり間違いありませんでした。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

#### ○2番委員

2番です。整理番号2について報告いたします。11月24日朝8時、借り人立会いのもと現地調査を行いました。借り人は畜産と普通作を営む現和校区在住の認定農家です。貸し人は高齢により、農業ができなくなったと、借り人に相談があり、今回の申請となりました。現地には牧草を植えていました。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら問題はありません。なお、貸し人とは、家を訪問して確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○11番委員

はい、11番です。整理番号4番について説明します。11月24日に、貸し人と借り人の父と推進委員の4名で現地調査をしました。貸し人は、夫の他界により茶業をやめております。借り人は農大の茶業科を卒業して認定農家の父とともに、茶業を経営する若者です。申請農地は、上段の2,000平米は茶畑で以前から借りている分で、下段の5,000平米は、隣接した農地で、放棄地の状態でした。その農地を解消して、茶畑とカヤ切り畑に借りたいという申請です。現在はもう解消をされまして、4年ほど育った茶の苗木が植えられております。申請書どおり間違いなく許可相当と思います。

#### ○13番委員

はい、13番です。番号5番について説明いたします。11月22日、担当推進委員、貸し人と現地調査を行いました。台帳は3筆となっておりますが、現況は1筆となっております。現在、牧草を植え付けております。借り人は、畜産・安納芋を中心に経営する認定農家の方でございます。借地料は無償となっております。なお、貸し人は東京在住で、電話で確認をとっております。以上で終わります。

#### ○14番委員

はい、14番です。整理番号6・7につきまして報告をいたします。11月25日に現地調査を行いました。利用権を設定する者につきましては、この農地を相続いたしまして、もともとお父さんの方が茶を作っていた関係で、茶畑として相続をして1年ぐらいは茶を作っていたが、夫婦共働きということで、手が回らずに荒れた状態でありました。それで、今回、再生事業を

利用して農地としての申請になったところでございます。まず6番につきまして、利用権の設定を受けるものに関しましては、キビ・芋を中心とした認定農家であります。現在は、きれいに茶の木も取り除き、ロータリーで敲いております。あとは、管理をしながら、でん粉芋を植えつけるということでございました。7番につきまして、利用権の設定を受けるものにつきましては、キビを中心とした大規模農家であります。現在、茶の木を取り除き、ロータリーをして、キビの仕事等もあるということで、しばらくは畜産農家に牧草を作ってもらって、来年、芋の植えつけから耕作をするということでございます。双方確認いたしました。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。これにつきまして質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**○議長**

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号3番を除いた1番から7番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

**○議長**

ありがとうございました。全員の賛成ですので、「利用権の設定」整理番号3番を除いた1番から7番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

**○議長**

続きまして「利用権の設定」整理番号3番について審議いたします。審議の間、11番委員の退室を求めます。それでは、担当委員の報告をお願いいたします。

**○10番委員**

10番です。整理番号3について報告いたします。11月26日9時40分、借り人、貸し人立ち会いのもと、推進委員と現地調査を行いました。借り人は、農大の茶業科を卒業し、父親と自社工場を持ち生産から製造まで行っております。更新ということで引き続き茶を栽培しています。特に問題はないと思いますので、申請のとおり許可相当と思われれます。よろしくお願いたします。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

**○議長**

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号3について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

**○議長**

ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」整理番号3番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。11番委員の入室を許可します。

**○議長**

続きまして、所有権の移転1番から4番について審議いたします。なお、整理番号1番につきましては、9番委員が所有権の移転を受けるものになっており、このことについて、つきましては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから2分割して審議を行います。まず、整理番号1番について審議をいたします。審議の間、9番委員の退室をお願いします。それでは、担当委員の報告をお願いいたします。

**○7番委員**

7番です。整理番号1について、報告いたします。11月25日午前8時、譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。譲受人は、農業委員でございます。現在、養鶏の後継者として、譲渡し、現在、鶏1,800頭を飼育しております。隣接する申請地の地目は田になっておりますけれども、畑みたいな状況でございます。鶏用の牧草を作るために譲渡人より無償で譲り受けたということでございます。現地確認で間違いなく、また有望な後継者でございますので許

可相当と考えます。なお、譲渡人には、電話にて確認を行っております。以上でございます。

**○議長**

ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**○議長**

無いようですので採決をいたします。所有権の移転、整理番号1番について原案どおり承認する方は挙手をお願いします。

**○議長**

ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。9番委員の入室を許可します。

**○議長**

続きまして「所有権の移転」整理番号2番から4番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

**○14番委員**

はい、14番です。11月25日に所有権の移転を受ける者の立ち会いのもと現地調査を行いましたので、報告をいたします。整理番号2番から4番につきましては、移転を受ける者が同一ということで、農地に関しましても同じ場所に集まっているということでございますので、同時に説明したいと思っております。今回、所有権の移転を受ける者は、畜産・園芸を中心とした大規模の農業法人であります。牛の増頭ということで、国の畜産事業の補助事業を使って、増頭のための牛舎の建築等を今、計画しているということだそうです。それに伴いまして、牧草畑の確保ということで、これも補助事業を使って、地目がいろいろ山林とかありますが、ここも、その補助を使って、一枚の農地にして、牧草を作るという計画ということの申請です。所有権の移転をするものに関しましては、鹿児島在住で高齢ということで電話にて確認しております。申請どおり間違いはございませんでした。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

**○2番委員**

事務局にお尋ねします。現況地目で「用悪水路」とありますが、その意味を説明していただけますか。それと先では牛舎ということですが、現況、地目が山林に対し利用目的が法面、同じく現況地目が山林に対して普通畑、このような申請に対し、農業委員会は、利用目的のちに関係するとなれば、山林であっても管理していくということですか。

**○事務局**

はい。まず「用悪水路」についてですが、通常、字図にのっている、例えば川などは「水」とか表記をしているのですが、その図面により新たに分筆されたものについては「用悪水路」という表記とされる関係で、特に土地改良事業で整備したものについては、畑の横に水路がある分について「用悪水路」という地目になりますので、今回、出てきているのもそのようなものです。また、今回の申請で山林とか法面がありますが、これは隣接する土地が、現況山林なのですが、そこを一緒に開いて、一筆にして使いたいということで基盤法の中で、そういった隣接するところとか山林とかを開いて名義変更をする場合でも、基盤法を使って名義変更できますので今回、一緒に上げているところです。本来であれば、山林だけを名義変更する分については、農業委員会の許可は必要ないのですが、今回、基盤法を使うという目的なので一緒に申請となっているところです。

**○14番委員**

ちょっといいですか。今の利用目的についてですけど、先ほど申し上げたように8筆が1箇所にとまってるわけで、この8筆の中で、名義人の方のものが真ん中にあったり、法面が中にあたりするということで、利用目的が法面とか用悪水路のままというわけじゃなくてです



ね、そこが、畑になっていくということで、この利用目的がそのままというのもおかしいかなと今感じたところですが、とにかく、周辺が全部、法面が畑になったりしてくるということで理解してもらいたいと思います。

○議長

他に、無いようですので、採決をいたします。「所有権の移転」整理番号2番から4番について原案どおり承認する方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号2番から4番については、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして議案第5号「農地利用最適化推進委員の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案第5号「農地利用最適化推進委員の決定について」ご説明いたします。資料は4ページになります。10月1日より欠員となっておりました、中割地区の農地利用最適化推進員について、10月10日より11月6日の期間で募集を行ったところ、1名の推薦による応募がありましたので、農業委員会法に関する法律第17条の規定により推進委員を決定し委嘱をしようとするものでございます。それでは推薦者について紹介をいたします。資料の4ページをご覧ください。推薦を受けた者の氏名は、奈尾正友氏、男性、年齢70歳で職業は農業でございます。経歴及び農業の経営状況についてはお目通しください。推薦団体は、中割校区、代表者は、校区長代理の森園正敏氏です。推薦理由につきましましては、奈尾氏が地域の实情に詳しい方であるということで推進委員として適任者であると思われまます。

以上、本案について皆様のご審議よろしくお願ひいたします

○議長

ただいま、事務局の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○8番委員

現在、区長をされているようですが、続けて兼任でされるのですか。(はい)の声あり


○議長


無いようですので採決をいたします。議案第5号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第5号については、原案どおり決定し、12月1日に委嘱状を交付いたします。今後の活動については、皆様のご指導とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

会 長 協 田 峰 伍 

10番委員 坂本 江里子 

11番委員 岩本 延男 